

【視点2】素材事業説明資料（世田谷サービス公社団体概要）

団体名	株式会社 世田谷サービス公社	
区所管課名	政策経営部政策企画課	
所在地	世田谷区太子堂三丁目25番9号	
団体種別	株式会社（会社法）	
設立年月日	昭和60年4月1日	
基本金 （区出資比率）	4億4千5百万円（4億円 89.9%）	
設立目的	<p>世田谷区の地方公社として、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民福祉の向上の視点に立ち、生活に直結した区民サービス体制の整備、地域社会の発展に寄与する。 2 地方公社として、公的性格と企業性格を併せもつ経営体として、行政と緊密な連携のもとに、新しい区民サービスシステムを開発、提供する。 3 従来行政が迅速、柔軟に対応することが困難であった領域に積極的に取り組む。 	
経営目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者、高齢者、女性など、働く意欲のある区民の就労の場を確保するとともに、地域社会への貢献活動により区民福祉の向上に寄与する。 2 契約事業の規模を踏まえた経営、組織（人事）体制の最適化を図る。 3 能力・成果主義に基づく任用制度、事業に応じた機能的な勤務条件を整備する。 4 会社設立目的に合致し、経営基盤の確保を可能とする積立金等の運用・活用を図る。 	
沿革	<p>昭和54年9月 昭和57年4月 昭和60年3月 昭和60年4月 平成元年6月 平成元年7月 平成3年6月 平成4年6月 平成5年6月 平成8年2月 平成8年9月 平成8年12月 平成9年6月 平成12年4月 平成14年7月 平成17年4月 平成18年3月 平成18年4月 平成19年4月 平成21年4月</p>	<p>任意団体「世田谷区都市整備公社」設立、「サービス業務」を開始 「(財)世田谷区都市整備公社」からサービス業務を分離、任意団体として「世田谷区サービス公社」を設立 世田谷区サービス公社を解散 「株式会社世田谷サービス公社」を設立（資本金5千万円） 世田谷区、2億円に増資 コンピュータ事業の受託開始 資本金を2億5千万円に増資 世田谷区、株式配当方式により5千万円を資本組入れ（資本金3億円） 世田谷区、前期同様5千万円を資本組入れ（資本金3億5千万円） 世田谷区、3期続けて5千万円を資本組入れ（資本金4億円） 民間資本9千万円（額面4千5百万円）を導入（資本金4億4千5百万円） 資本金1千1百万円を出資し、(株)森永エンゼルと共同出資会社「株式会社キャロットサービス」を設立（資本金2千万円） レストラン「スカイキャロット」(世田谷区民会館第2別館)業務開始 「株式会社エフエム世田谷」に1千2百万円を出資（出資率10%） 事業部OA開発課を改組、SI部を創設し3部3課制とする ISO9001 認証取得 創立20周年 区立保養所来宮荘（熱海市）の廃止に伴い、保養所等事業終了 指定管理者制度（公の施設の管理運営に関する制度）の下で、6施設（世田谷区民会館別館、世田谷区民会館第2別館、北沢区民会館別館、玉川区民会館、世田谷区民会館、砧区民会館）の施設維持管理業務を契約指定管理者5施設（砧区民会館の建て替えにより、契約数減） 指定管理者5施設（指定期間の期限を迎えた世田谷区民会館第2別館を再指定）</p>

【視点2】素材事業説明資料（世田谷サービス公社団体概要）

<p>職員等人数 （平成22年3月末日現在）</p>	<p>取締役等 7名（代表取締役・社長1名、取締役5名（常勤3名（いずれも区派遣）、非常勤2名（区職員））、相談役1名）</p> <p>監査役 2名</p> <p>社員数 54名</p> <p>嘱託社員数 94名</p> <p>臨時社員数 557名</p> <p>【社員内訳】</p> <p>管理課 7名</p> <p>事業課 43名</p> <p>SI課 17名</p> <p>※本社及び世田谷区事務センターに勤務する者</p> <p>【区からの職員派遣等状況】</p> <p>派遣 3名 区の退職者 0名</p>
<p>雇用状況</p>	<p>平成17年（2005）年度に策定した「世田谷サービス公社経営基本方針」のもと障害のある方、高齢の方、女性など働く意欲のある区民の方々を積極的に雇用している。</p> <p>特に、平成元年度から障害のある方（身体障害者、知的障害者）の雇用に取り組む、現在では、「総合福祉センター」など世田谷サービス公社が維持管理・運営する10施設の清掃作業などに欠くことができない重要な戦力として活躍中である。</p> <p>※平成21年度 全社員数694人 障害のある社員73人（10.5%）</p>
<p>事業内容</p>	<p>主な自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 飲食事業（ル・ジャルダン、ルソー弦巻、スカイキャロット） ② 物販事業（世田谷公園売店、自動販売機、郵券・書籍・雑貨販売等） ③ 駐車場（北沢タウンホール地下駐車場 時間貸／月極） <p>主な区からの受託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の維持管理・運營業務 区内公共施設において、受付・案内・日常清掃・設備機器の保守点検等を行い、施設を利用される方々への快適な空間の提供に努め、区民サービスの向上を担う事業運営を展開している。 平成22年度の契約施設（総合支所、まちづくりセンター、区民会館、区民センター、地区会館、事務センター、美術館、ミニSL、障害者施設、教育・生涯学習施設、公園、区民農園、区政情報コーナーほか） ② コンピュータ事業 電算システムの運用保守・操作支援などのほか、パソコン・プリンター等の機器類やソフトウェアのリース事業を展開している。

【視点2】素材事業説明資料（世田谷サービス公社団体概要）

事業内容 (続き)	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ① 世田谷区民会館別館（三軒茶屋分庁舎） ② 世田谷区民会館第2別館（キャロットタワー26階） ③ 北沢区民会館別館（梅丘パークホール） ④ 玉川区民会館 ⑤ 世田谷区民会館 									
経営状況 (決算額)	(千円)										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">年度</th> <th style="width: 50%;">売上高</th> <th style="width: 25%;">営業利益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>3,548,637</td> <td>135,210</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>3,605,348</td> <td>160,833</td> </tr> </tbody> </table>			年度	売上高	営業利益	平成20年度	3,548,637	135,210	平成19年度	3,605,348	160,833
年度	売上高	営業利益									
平成20年度	3,548,637	135,210									
平成19年度	3,605,348	160,833									
課題・今後の方向性	<p>世田谷サービス公社は、地域に根ざした企業活動を推進し、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与することを目的として、世田谷区が設立した株式会社である。指定管理者制度の導入など社会情勢の変化にも柔軟に対応しながら、①世田谷区民の雇用 ②区内企業との連携 ③地域社会への貢献の3つを柱とし、世田谷区の財産である公共施設の安全で快適な維持管理運営に努めていくこととしている。</p> <p>世田谷サービス公社の障害者雇用は、福祉作業所や授産施設などで行われる「福祉的就労(作業等)」とは異なり、世田谷区が推し進める「保護的就労」の大きな受け皿となり、社会的自立を目指す「一般就労」への移行への役割を担っている。障害者雇用を積極的に促進し、雇用人数の増加を図るため、就労施設の拡大や、受付・清掃以外の新たな職種の創出が求められている。また、安定的な障害者の就労の場の確保のためには、障害者を支える援助者が高齢化していること、離職率が高くなっていること等も課題である。</p> <p>課題解決の方策の一つとして、援助者に対し、定期的な配置転換や社内外のセミナーによる教育訓練の機会を設け、人的環境の改善を図ることとしている。</p> <p>※福祉的就労…福祉作業所などの施設において、作業等を行う。 例：箱詰め作業、菓子類や布製品などの生産等を行う。</p> <p>保護的就労…すぐには一般企業などへの就職が困難な障害者に、援助者のもとで労働習慣等を習得させ、障害者の自立生活の支援を行う。 例：世田谷サービス公社や世田谷社会福祉協議会などが雇用し、喫茶業務や清掃業務などに従事する。</p> <p>一般就労…特別の保護等を受けずに企業等で就労する。</p>										

【視点2】素材事業説明資料（世田谷サービス公社団体概要）

○事業目標	平成20～23年度の取り組み方針 ○地域社会の一員として、世田谷区内での社会貢献活動に、積極的に参加する ○世田谷区の福祉政策の一端を担い、障害者が就労する場所や職種の拡大を図る
--------------	---

項目	20年度 計画	20年度 実績	計画と の差	達成率	21年度 計画	21年度 実績	22年度 計画	22年度 修正	23年度 計画	23年度 修正
障害者雇用（社員数：人）	75	73	△ 2	97.3%	73	72	世田谷区の地方公社として、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与するため、障害者や高齢者、女性をはじめ、働く意欲のある区民の就労の場の確保に努める。			
高齢者雇用（社員数：人） （60歳以上）	332	381	49	114.8%	381	394				
女性雇用（社員数：人）	390	407	17	104.4%	407	413				
地域雇用（区内在住社員数：人）	465	482	17	103.7%	482	492				
※参考：社員総数（人）	670	695	25	103.7%	695	712				
地域社会への貢献活動（回）	6	6	0	100.0%	6	6	8		8	
障害者就労場所の拡大（施設）	9	9	0	100.0%	10	10	10		11	

●20年度実績・目標達成に対する評価

外郭団体改善計画に則り、総じて当初の計画通り実施・達成することができた。なお、計画数値との差異は、大量の年度末退職に伴い、継続して安定した施設運営を図るため、想定される欠員補充を1月～3月中に前倒しで実施したことによる。また、障害者雇用の2名減は21年4月時点において解消している。

●目標達成（取り組み方針）に向けた課題の整理

地域社会への貢献は、世田谷区の地方公社として当社が果たすべき、重要な役割の一つである。世田谷区内で活動している各種福祉関係団体との連携、災害被災地への義援金等の寄付、区内で行われる催事への人的支援を、引き続き、積極的に行っていく。
現在、障害者の臨時社員は「日常清掃」と「受付案内」の2職種のみである。障害者をサポートする社員の資質向上を図りながら、就労施設の拡大・新たな職種の検討を進める。

●課題への対応方法・今後の進め方

当社は、地域に根ざした企業活動を推進し、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与することを目的として、世田谷区が設立した株式会社である。指定管理者制度の導入など社会情勢の変化にも柔軟に対応しながら、①世田谷区民の雇用、②区内企業との連携、③地域社会への貢献の3つを柱とし、世田谷区の財産である公共施設の、安全で快適な維持管理運営に努めていく。
当社の障害者雇用は、福祉作業所や授産施設などで行われる、「福祉的就労(作業等)」とは異なり、世田谷区が推し進める「保護的就労」の大きな受け皿となり、社会的自立を目途とした「一般就労」移行への役割を担っている。障害者雇用を積極的に促進し、雇用人数の増加を図るため、就労施設の拡大や、受付・清掃以外の新たな職種の創出が当社の課題である。
その方策の一つとして、障害者を支える援助者に対し、定期的な配置転換や社内外のセミナーによる教育訓練の機会を設け、「高齢化・マンネリ化・高い離職率」等の人的環境の改善を図る。
なお、現在、玉川総合支所の管内には障害者雇用施設がなく、地域的偏りが生じている。区民利用施設のバリアフリー化工事や、業務契約書への障害者従事に関する仕様の掲載等、世田谷区の福祉政策としての支援が不可欠と考える。

●区所管部のコメント

(株)世田谷サービス公社は、公的性格と企業性格を併せ持つ経営体として、地域社会への貢献活動により、区民福祉の向上に寄与すべく役割を担っている。
このため、高齢者や障害者、女性の雇用をはじめ区民の就労の場を確保することが、一つの社会貢献であるという立場に立って、その推進を図っていくことが求められている。
さらに、地域の方々と協働で取り組むまちづくり活動などを実践していく必要もある。
今後とも、こうした取り組みのさらなる展開に向けて、適切な調整等に努めていく。

【視点2】素材事業説明資料（世田谷区社会福祉事業団団体概要）

団体名	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団	
区所管課名	地域福祉部高齢福祉課	
所在地	東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号	
団体種別	社会福祉法人（社会福祉法）	
設立年月日	平成6年9月30日	
基本金 （区出資比率）	500万円（100%）	
設立目的	保健福祉サービスを必要とする区民の誰もが、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、世田谷区と一体となって社会福祉事業等の推進を図り、もって区民福祉の増進に寄与する。	
沿革	昭和62年 3月	世田谷区基本計画において、区立特別養護老人ホーム整備・運営について計画する。
	平成 3年 3月	区立特別養護老人ホーム基本構想検討委員会において、特別養護老人ホームの運営主体として社会福祉事業団の設立が望ましい旨が答申され、それを受け、世田谷区実施計画において社会福祉事業団の設立を計画する。
	平成 5年 7月	庁内準備組織として、世田谷区社会福祉事業団設立準備室を設置する。
	平成 6年 9月	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団設立
	平成 7年 4月	特別養護老人ホーム芦花ホーム及びデイ・ホーム芦花受託運営開始、パルメゾン上北沢受託運営開始、訪問看護事業運営開始
	平成 7年10月	配食サービス事業開始
	平成 8年 3月	在宅介護支援センター受託運営開始
	平成11年 4月	特別養護老人ホーム上北沢ホーム及びデイ・ホーム上北沢受託運営開始、世田谷区ホームヘルプ事業受託運営開始、高齢者センター新樹苑受託運営開始
	平成11年10月	居宅介護支援事業所運営開始
	平成12年 4月	介護保険制度に基づく事業運営開始
	平成14年 4月	訪問介護養成2級研修事業開始
	平成15年 4月	支援費制度事業開始、ガイドヘルパー事業を世田谷区社会福祉協議会より移管、介護事業者連絡会を世田谷区より事務移管
	平成18年 4月	特別養護老人ホーム芦花ホーム、上北沢ホーム、高齢者センター新樹苑を世田谷区より指定管理者指定、地域包括支援センター受託運営開始（それとともに、在宅介護支援センター事業を廃止）
	平成19年 4月	世田谷区福祉人材育成・研修センター受託運営開始、在宅医療電話相談センター受託運営開始
	平成19年10月	福祉100人委員会の受託運営開始
	平成20年 4月	日本看護協会より訪問看護促進に向けたモデル事業受託

【視点2】 素材事業説明資料（世田谷区社会福祉事業団団体概要）

<p>事業所数 （平成22年4月1日現在）</p>	<p>28箇所</p> <table border="0"> <tr> <td>訪問介護事業所</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>デイ・サービス</td> <td>8箇所</td> </tr> <tr> <td>訪問看護事業所</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援事業所</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム・ショートステイ【区委託】</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター【区委託】</td> <td>5箇所</td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター【区委託】</td> <td>1箇所（新樹苑）</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設【区委託】</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>福祉人材育成・研修センター【区委託】</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>本部</td> <td>1箇所</td> </tr> </table>	訪問介護事業所	2箇所	デイ・サービス	8箇所	訪問看護事業所	4箇所	居宅介護支援事業所	3箇所	特別養護老人ホーム・ショートステイ【区委託】	2箇所	地域包括支援センター【区委託】	5箇所	老人福祉センター【区委託】	1箇所（新樹苑）	母子生活支援施設【区委託】	1箇所	福祉人材育成・研修センター【区委託】	1箇所	本部	1箇所
訪問介護事業所	2箇所																				
デイ・サービス	8箇所																				
訪問看護事業所	4箇所																				
居宅介護支援事業所	3箇所																				
特別養護老人ホーム・ショートステイ【区委託】	2箇所																				
地域包括支援センター【区委託】	5箇所																				
老人福祉センター【区委託】	1箇所（新樹苑）																				
母子生活支援施設【区委託】	1箇所																				
福祉人材育成・研修センター【区委託】	1箇所																				
本部	1箇所																				
<p>職員等人数 （平成22年4月1日現在）</p>	<p>理事会 11名（理事長1名、常務理事1名、理事9名） 監事 2名 評議員会 25名 職員 755名（正規236名、契約54名、非常勤158名、パート48名、歩合看護師・登録ヘルパー240名、嘱託19名）</p> <p>【職員内訳】</p> <table border="0"> <tr> <td>事務局長（常務理事兼務）</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>訪問サービス課</td> <td>307名</td> </tr> <tr> <td>在宅支援課</td> <td>178名</td> </tr> <tr> <td>新樹苑</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>芦花ホーム</td> <td>115名</td> </tr> <tr> <td>上北沢ホーム</td> <td>105名</td> </tr> <tr> <td>福祉人材育成・研修センター</td> <td>9名</td> </tr> </table> <p>【区からの職員派遣等状況】 派遣職員 4名 区退職者 6名 （別紙外郭団体一覧は、平成21年7月1日現在のため、区退職者5名と記載）</p>	事務局長（常務理事兼務）	1名	総務課	20名	訪問サービス課	307名	在宅支援課	178名	新樹苑	20名	芦花ホーム	115名	上北沢ホーム	105名	福祉人材育成・研修センター	9名				
事務局長（常務理事兼務）	1名																				
総務課	20名																				
訪問サービス課	307名																				
在宅支援課	178名																				
新樹苑	20名																				
芦花ホーム	115名																				
上北沢ホーム	105名																				
福祉人材育成・研修センター	9名																				
<p>事業内容</p>	<p>① ホームヘルパー派遣（訪問介護）事業 身体上又は精神上的の障害等により日常生活を営む上で支障のある高齢者及び障害者（児）のいる世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、介護、家事等のサービスを行っている。</p> <p>② 高齢者在宅サービスセンター（デイサービス）事業 在宅要介護者の心身機能の維持向上を図るとともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、通所施設において食事や入浴などの日常生活上のサービスや機能訓練などを行っている。</p> <p>③ 介護保険サービス（居宅介護支援）事業 介護を必要とする高齢者が適切な居宅介護サービスを利用できるように、心身の状況、本人や家族の希望等を受け、居宅サービス計画の作成や介護サービス事業者との調整等を行っている。</p>																				

【視点2】素材事業説明資料（世田谷区社会福祉事業団団体概要）

	<p>主な自主事業（続き）</p>	<p>④ 訪問看護事業 疾病や障害を持つ在宅療養者に対し、看護師などが家庭を訪問して、主治医や関係機関と連携のもと、適切な看護サービスやリハビリサービスなどを行っている。</p>
<p>事業内容（続き）</p>	<p>主な区からの受託事業</p>	<p>① 特別養護老人ホーム（芦花ホーム、上北沢ホーム） 常時介護が必要で家庭での生活が困難なため、入所している要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の日常生活の介助、機能訓練、健康管理及び療養上の管理等、生活全般を支援している。</p> <p>② 短期入所生活介護<ショートステイ>（芦花ホーム、上北沢ホーム） 在宅高齢者の心身の状況や、介護している家族の状況（病気、冠婚葬祭、介護疲れ等）により、一時的に在宅での生活が困難になった要介護者等に対して、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練などを行っている。</p> <p>③ 地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター） 高齢者の方々が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、総合的な相談、高齢者の状況把握に基づく介護予防の推進、虐待防止や権利擁護のための活動等を行うとともに、関係機関と連携した地域ネットワークの構築などを行っている。</p> <p>④ 高齢者センター新樹苑 高齢者が心身の健康を維持し、自立した生活が送れるよう、心身機能の維持・回復のための訓練や健康増進についての指導及び相談、仲間づくりなど生きがい活動の援助を行うとともに、一人暮らし高齢者の住居の提供を行っている。</p> <p>⑤ 母子生活支援施設（パルメゾン上北沢） 母子のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、住宅、環境、経済的困窮等により、児童の養育に支障が生ずるとと思われる者を入所させ、母子の安定、自立促進を支援している。</p> <p>⑥ 福祉人材育成・研修センター 介護サービスの担い手となる人材を発掘し、就労を支援するとともに、介護従事者の専門性向上のための研修などを行っている。</p> <p>⑦ 配食サービス事業 食事づくりが困難なひとり暮らしや高齢者のみの世帯に夕食を届け、安否の確認を行っている。</p> <p>⑧ 在宅医療電話相談事業 病院の退院に伴う転院先や施設入所先の情報提供や在宅療養に関する相談等に対応する電話相談を行っている。</p>

【視点2】 素材事業説明資料（世田谷区社会福祉事業団団体概要）

経営状況 (決算額)	(千円)					
	年度	収入額※1	うち区補助金	うち区委託料	合計 (割合)※2	支出額※1
	平成 21 年度	3,821,361	346,459	646,137	992,596 (26.0%)	
	平成 20 年度	3,695,271	319,085	618,567	937,652 (25.4%)	3,603,138
平成 19 年度	3,751,783	332,273	635,104	967,377 (25.8%)	3,585,841	

※1 収入額及び支出額の数値は、資金収支計算書の経常活動の収支による。

※2 「合計」は区補助金と区委託料の合計。「割合」は区補助金及び区委託料の合計額の収入額に対する割合。

設置自治体 (東京都内)	都	あり
	特別区人事・厚生事務組合	あり
	区部	10区（含む世田谷区）
	市部	4市

課題・今後の方向性	<p>世田谷区社会福祉事業団は、平成20年度に、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とする「中期計画」を次のように定めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題として、 <ul style="list-style-type: none"> ①少子高齢化や介護人材の不足等、社会情勢が変化している ②認知症ケア、看取り介護、家族支援や福祉と医療との連携等、区民ニーズが多様化している ことなどがあると捉えた。 ・これらの現状と課題を踏まえ、「職員一人ひとりが、区民のニーズを的確に捉え、創意工夫したサービスを提案・提供する」という基本的な考え方のもと、 <ul style="list-style-type: none"> ①「サービスの提案・提供」 <ul style="list-style-type: none"> 医療関係機関との連携強化、障害のある高齢者へのサービス提供等 ②「地域との連携」 <ul style="list-style-type: none"> 地域交流事業の充実や、二次避難所としての機能整備等による災害時の連携強化等 ③「福祉人材の育成・確保」 <ul style="list-style-type: none"> 就職面接会の拡充及び各種研修の充実による福祉人材の発掘・確保・育成 ④「経営基盤の強化」 <ul style="list-style-type: none"> 人材育成計画の推進や危機管理体制の強化等を推進することとした。 <p>世田谷区地域福祉部は、世田谷区社会福祉事業団に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中期計画を着実に実行する、 ②自主事業からの収入確保による自主性の高い収支構造を確立する、 ③組織内部における人材の確保・育成を進める ことなどを指導していく。
-----------	--

【視点3】素材事業説明資料（がん検診）

事業名		がん検診
担当部課名		世田谷保健所 健康推進課
事業内容	ねらい・概要	三人に一人はがんが主要死因となっている状況を踏まえ、がんの早期発見・早期治療につなげることにより、区民の健康管理の支援を行なうとともに、医療費の抑制等を図る。
	根拠法令および義務性	健康増進法 : 平成15年5月施行。第19条の2に基づく健康増進事業（努力義務）として位置づけられている。 がん対策基本法 : 平成19年4月施行。地方公共団体は、がん対策の実施が責務とされている。
	対象	① 胃がん検診 : 35歳以上の区民 ② 子宮がん検診 : 20歳～39歳の女性区民（1年度に1回） 40歳以上の偶数年齢の女性区民（2年度に1回） ③ 肺がん検診 : 40歳以上の区民 ④ 乳がん検診 : 40歳以上の偶数年齢の女性区民（2年度に1回） ⑤ 大腸がん検診 : 40歳以上の区民
	事業の仕組み、手法等	① 胃がん検診 : 問診・X線撮影 世田谷区保健センター・地区医師会の医療機関で実施 検診単価 世田谷区保健センター10,646円 地区医師会 16,033円 ② 子宮がん検診 : 問診・視診・内診及び細胞診 地区医師会の医療機関・世田谷区保健センターで実施 検診単価 頸部 4,887円 体部 7,058円 細胞診検査 1,884円 ③ 肺がん検診 : 問診・胸部X線撮影・喀痰細胞診検査 地区医師会の医療機関で実施 検診単価 胸部X線 1,205円 読影 1,071円 喀痰検査 5,422円 ④ 乳がん検診 : 問診・視診・触診及び乳房X線撮影（マンモグラフィ） 地区医師会の医療機関・世田谷区保健センターで実施 検診単価 視触診 5,027円 マンモグラフィ 40代 8,383円 50代以上 5,716円 読影 40代 2,688円 50代以上 1,344円 ⑤ 大腸がん検診 : 問診・便潜血検査（2日法） 世田谷区保健センターで実施 検診単価 1,459円 ※検診単価は、全て平成21年度の単価（区負担額）
事業開始年度		① 胃がん検診 : 昭和46年度 ② 子宮がん検診 : 昭和46年度 ③ 肺がん検診 : 昭和58年度 ④ 乳がん検診 : 昭和58年度 ⑤ 大腸がん検診 : 昭和60年度

【視点3】素材事業説明資料（がん検診）

<p>経緯 (制度の変更等)</p>	<p>① 胃がん検診 : 平成15年度以降、原則として保健センターによる施設・検診車での受診に変更（自己負担なし）</p> <p>② 子宮がん検診 : ■対象者の範囲等 平成16年度まで 30歳以上で毎年度1回の受診 平成17年度以降 20歳～39歳は毎年度1回の受診 40歳以上は偶数年齢時の年度に1回</p> <p>■自己負担額 平成16年度まで 自己負担なし 平成17年度以降 頸部800円・体部1,000円</p> <p>③ 肺がん検診 : 平成19年度まで 基本健診と同時受診 平成20年度以降 特定健診等と同時受診（自己負担なし）</p> <p>④ 乳がん検診 : ■対象者の範囲等 平成15年度まで 視触診のみによる検診 30歳以上で毎年度1回の受診 平成16年10月以降 視触診とマンモグラフィによるレントゲン撮影の併用検診 40歳以上の女性で偶数年齢時の年度1回の受診</p> <p>■自己負担額 平成15年度まで 自己負担なし 平成16年度以降 1,000円</p> <p>⑤ 大腸がん検診 : 制度の変更は、特になし（自己負担なし）</p> <p>②、④共通 ■女性のがん無料検診事業（国事業） 平成21年10月から22年3月まで、特定の年齢の方へ、無料クーポン券配布による子宮頸がん・乳がん検診を実施</p>
<p>他自治体の状況</p>	<p>都内23区 : 5がんについては各区ほぼ実施しているが、実施方法・自己負担等は区によって異なる。</p> <p>都内市町村 : 5がんについては各市町村ほぼ実施しているが、実施方法・自己負担等は各市町村によって異なる。</p> <p>政令市等 : 実施方法・自己負担等は、各政令市等によって異なる。</p>
<p>成果目標 (定性的目標または、定量的目標)</p>	<p>① 健康せたがやプラン後期(平成19年4月)では、受診率を大腸がん5.5%、乳がん6.6%より増やすことを目標としている。</p> <p>② 国及び東京都は、がん対策基本法に基づき、平成24年度までにがん検診(胃がん・子宮がん・肺がん・乳がん・大腸がん)のそれぞれの受診率50%(住民検診+職域検診等)を目指すこととしている。</p> <p>③ 国の指針(「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)を踏まえ、区の実施するがん検診により精密検査が必要とされた区民に対して、精密検査の受診を促進する。</p>

【視点3】素材事業説明資料（がん検診）

過去3カ年の事業実績等	検診名	年度	がん発見数	対象者数			
				受診者数	受診率		
	胃がん検診	19年度	24	319,311	13,936	4.36%	
		20年度	22	325,074	13,678	4.21%	
		21年度	-	330,091	14,038	4.25%	
	子宮がん（頸部）検診	19年度	11	267,968	11,518	8.76%	
		20年度	12	271,772	19,199	11.30%	
		21年度	-	272,105	23,665	15.75%	
	肺がん検診	19年度	20	265,895	22,555	8.48%	
		20年度	9	276,500	28,426	10.28%	
21年度		-	281,418	24,643	8.76%		
乳がん検診	19年度	15	175,178	9,266	9.08%		
	20年度	9	181,914	12,973	12.23%		
	21年度	-	185,071	17,599	16.52%		
大腸がん検診	19年度	49	298,301	19,876	6.66%		
	20年度	44	310,198	18,486	5.96%		
	21年度	-	315,715	18,876	5.98%		
<p>※ 胃がん検診（35歳～）検診の対象者数については、都より示される対象人口率の設定がない。 よって、便宜的に胃がん検診（40歳～）の対象人口率を使用して算出した。</p>							
事業費	事業費の推移	がん対策事業					
		年度	決算額 (円)	財源内訳(円)		利用者負担分	
				特定財源	一般財源		
				国・都支出金	その他特定財源		
19年度	531,026,412円	0円	0円	531,026,412円	20,489,200円		
20年度	611,160,185円	0円	0円	611,160,185円	30,093,400円		
21年度	744,331,455円	167,413,000円	0円	576,918,455円	27,612,000円		
事業費の内訳	年度	07 01 賃金 一般賃金	08 01 報償費 報償費	11 02 需用費 一般需用費	12 01 役務費 役務費	13 01 委託料 委託料	20 01 扶助費 扶助費
		人件費	セミナー 講師謝礼等	受診票、 採便用スティック等	郵便料、医療等 総合賠償保険料等	地区医師会 検診委託料等	検診費用 助成金等
	19年度		36,000円	15,451,305円	920,380円	514,628,500円	
	20年度		26,000円	19,785,541円	884,270円	590,464,374円	
	21年度	654,300円	132,000円	20,469,212円	9,646,310円	713,284,433円	145,200円
事業評価	事業実績に対する評価	<p>がんは、昭和56年から死亡原因のトップを占めているが、都内のがん検診受診率は全国と比較すると低く、がん対策のより一層の推進を図る必要がある。区では、健康せたがやプラン後期にて成果目標数値としている大腸がん検診受診率5.5%、乳がん検診受診率6.6%については、3カ年連続達成している。</p>					

【視点3】素材事業説明資料（がん検診）

課題・今後の方向性	区としては、各検診の課題を明らかにし、検診の充実を図っていくことが重要である。引き続き、一次予防としての生活習慣見直し等とともに、がん検診受診率向上のための啓発強化、及びより受診しやすい体制の整備、さらには受診者の精度管理（要精検対象者を確実に精検受診に結びつける等）の向上を目指して検討を行う。
その他特記事項	平成22年度には、学識経験者や医療関係者等により構成される検討委員会を設置し、がん検診全般に関わる検討を進め、今後のがん検診のあり方について総合的な方針を策定していく。

【視点3】 素材事業説明資料（子ども医療費助成）

事業名	子ども医療費助成	
担当部課名	子ども部子ども家庭支援課	
事業内容	ねらい・概要	子どもに係る医療費の一部を助成し、もって子どもの保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図る。
	根拠法令および義務性	世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例 世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則
	対象	15歳到達後最初の3月31日（中学校修了前）までの子どもの保険診療自己負担分を助成する。
	事業の仕組み、手法等	対象年齢の児童の保護者から提出された申請書を区長に提出し、区で審査・認定を行った後、「乳幼児・子ども医療証（以下、「医療証」という）」を保護者に交付する。 保護者は児童が加入する健康保険証と医療証を、診療を受ける医療機関等に提示する。 医療機関等は、診療報酬支払機関に当該児童の医療費を請求し、区は診療報酬支払機関からの請求に基づき、医療費を負担する。
事業開始年度	平成4年	
経緯 (制度の変更等)	平成4年8月（2歳未満・所得制限あり） 平成6年1月（3歳未満・所得制限なし） 平成8年12月（3歳未満・所得制限なし、就学前・所得制限あり） 平成11年1月（就学前・所得制限なし） 平成17年4月（小学校第3学年修了前・所得制限なし） 平成18年12月（中学校修了前・所得制限なし）	
他自治体の状況	都内23区：世田谷区に同じ 都内市町村：就学前、所得制限の有無があり一部負担はなし。中学校修了前所得制限の有無があり、かつ全額負担と一部負担があり。 政令市等：就学前、小学校修了前、中学校修了前、入院・外来、入院のみ、所得制限、一部負担など様々なパターンあり その他：	
成果目標 (定性的目標または、定量的目標)		
過去3カ年の事業実績等	平成19年度末受給児童数 95,619人 平成20年度末受給児童数 97,627人 平成21年度末受給児童数 99,467人	

【視点3】 素材事業説明資料（子ども医療費助成）

事業費	事業費の推移	年度	決算額 (千円)	財源内訳(千円)			
				特定財源			
				国・都支出 金	利用者負担 分	その他特定 財源	一般財源
		平成 21 年度	3,367,300	0	0	99,282	3,268,018
	平成 20 年度	3,312,991	0	0	117,507	3,195,484	
	平成 19 年度	3,414,938	0	0	99,816	3,315,122	
(21年度決算額は、確定前の参考数値)							
	事業費の内訳	扶助費（医療助成費）、診療報酬審査委託料、事務消耗品、郵券					
事業評価	事業実績に対する評価	子どもの保健の向上と健やかな育成を図るとともに、経済的負担感を軽減し、家庭における生活の安定を図れており、区民の子育て支援に資している。					
	課題・今後の方向性	一般財源で歳出し、都区財政調整による歳入もあるが、全国の他市区町村において同様な事業が実施されつつあり、国制度として実施するよう、国・都に求めている。					
その他特記事項							

【視点3】素材「がん検診」一覧

種類	対象	内容	費用 (利用者負担) <円>	根拠法令等	国・都・区の役割等	受診実績 (H21) <人>	歳出実績 (H21) <円>	受診予測 (H22) <人>	歳出予算 額(H22) <円>	特定財源 の有無	所管部課
胃がん検診 (レントゲン検査)	35歳以上の方 (21年度対象者数 330,091人※)	・X線撮影 ・世田谷区保健センター ・地区医師会の医療機関 で実施	無料	・健康増進法 第19条の2 ・世田谷区胃が ん検診実施要 綱	国 基本方針を作成 都 基本計画を作成 区 実施	14,038	158,054,745	15,371	161,933,605	無	世田谷保健所 健康推進課
子宮がん検診	20～39歳(毎年)・40歳以上の偶 数年齢の女性 (体部は検診要件に該当した方) (21年度対象者数 272,105人)	・問診・視診・内診・細胞 診 ・地区医師会の医療機関 で実施	頸部 800 体部 1,000	・健康増進法 第19条の2 ・世田谷区子宮 がん検診実施 要綱	同 上	23,665	195,400,259	19,583	143,605,406	H21のみ 有	世田谷保健所 健康推進課
肺がん検診	40歳以上の特定健康診査・長寿 健康診査・成人健康診査の受診者 で、肺がん検診要件に該当した方 (21年度対象者数 281,481人)	・胸部X線・喀痰細胞診 ・地区医師会の医療機 関で実施	無料	・健康増進法 第19条の2 ・世田谷区肺が ん検診実施要 綱	同 上	24,643	97,088,709	25,167	89,948,916	無	世田谷保健所 健康推進課
乳がん検診	40歳以上の偶数年齢の女性 (21年度対象者数 185,071人)	・問診・視触診・乳房X線 (マンモグラフィ) ・地区医師会の医療機 関、世田谷区保健セン ターで実施	1,000	・健康増進法 第19条の2 ・世田谷区乳 がん検診実 施 要綱	同 上	17,599	240,421,352	11,912	179,145,880	H21のみ 有	世田谷保健所 健康推進課
大腸がん検診	40歳以上の方 (21年度対象者数 315,715人)	・便潜血検査 ・世田谷区保健センター が実施	無料	・健康増進法 第19条の2 ・世田谷区大腸 がん検診実施 要綱	同 上	18,876	33,587,800	20,316	36,746,982	無	世田谷保健所 健康推進課
胃がん検診 (ペプシノゲン検 査)	特定健康診査・成人健康診査の受 診者で、40・45・50・55・60歳の方	・採血による血清ペプシノ ゲン検査 ・地区医師会の医療機関 で実施	無料	・世田谷区胃が ん検診(ペプシ ノゲン法)実施 要綱	区独自事業	3,924	18,166,268	5,488	25,270,943	無	世田谷保健所 健康推進課
前立腺がん検診	特定健康診査・成人健康診査の受 診者で、60・65歳の男性(どちらか で1回)	・採血によるPSA(前立腺 特異抗原)検査 ・地区医師会の医療機関 で実施	600	・世田谷区前立 腺がん検診実 施要綱	区独自事業	549	1,612,322	719	2,014,518	無	世田谷保健所 健康推進課

※胃がん検診(35歳～)検診の対象者数については、都より示される対象人口率の設定がない。よって便宜的に胃がん検診(40才～)の対象人口率を使用して算出した。

【参考資料】 事業経費と利用者負担の対比(平成20年度決算) 概算

平成22年6月
政策検証委員会参考資料

ONO.1~4は、区の一般会計決算に基づき、各事業にかかる区事業費の歳入歳出内容を記載しています。

ONo.5~11は、施設別行政コスト計算により、施設整備費(減価償却分)や職員人件費などを含む総事業費、指定管理事業者の収入を含む利用者負担を記載しています。

(単位:千円)

事務事業名	事業経費 (歳出)	事業経費の内容	利用者負担 (歳入A)	利用者負担の内容	利用者負担割合 (歳入A/歳出)	その他特定財源 (歳入B)	備考
1 私立保育園運営	4,309,711	人件費や施設維持管理費など保育サービス運営費(国基準+区上乘せ)、利用者負担軽減対策費など	613,813	入所者負担金(保育料)	14.2%	1,033,954	国基準の負担率は、基準運営費から国が定める保育料(所得階層別)を除いた額に対し、国1/2:都1/4:区1/4
2 区立障害者生活介護施設運営(障害者自立支援)	1,573,757	人件費や施設維持管理費など、障害者日常生活訓練等サービス施設運営費	39,845	利用者負担金	2.5%	607,132	12施設
3 放置自転車対策	456,085	放置自転車の整理・撤去、保管所維持管理費など	161,971	撤去手数料	35.5%	0	
4 新BOP	1,399,900	指導員報酬、アルバイト賃金、維持管理・運営費など	0	—	0.0%	257,079	64校 歳出額に区職員人件費は含まない
5 区民会館	429,504	人件費、光熱水費、清掃費、施設修繕費など	※ 153,364	施設使用料(※指定管理者の利用料金収入含む)	35.7%	4,692	7施設
6 区民センター	896,388	人件費、光熱水費、清掃費、施設修繕費など	44,115	施設使用料	4.9%	1,222	12施設
7 高齢者福祉施設(老人会館・厚生会館・ふじみ荘)	332,476	人件費、施設維持管理費、事業運営費など	20,148	施設使用料	6.1%	957	3施設
8 文化生活情報センター(劇場・セミナー・ルーム・ワークショップ)	584,155	人件費、施設維持管理費、事業運営費など	※ 44,516	施設使用料(※指定管理者の利用料金収入含む)	7.6%	0	
9 青年の家・青少年会館・プラネタリウム	155,874	人件費、施設維持管理費、事業運営費など	3,670	施設使用料	2.4%	442	
# 総合運動場プール	417,772	人件費、施設維持管理費、事業運営費など	※ 75,182	施設使用料(※指定管理者の利用料金収入含む)	18.0%	444	
# 区民農園(ファミリー農園)	28,283	人件費、施設維持管理費、事業運営費など	2,659	施設使用料	9.4%	0	27施設